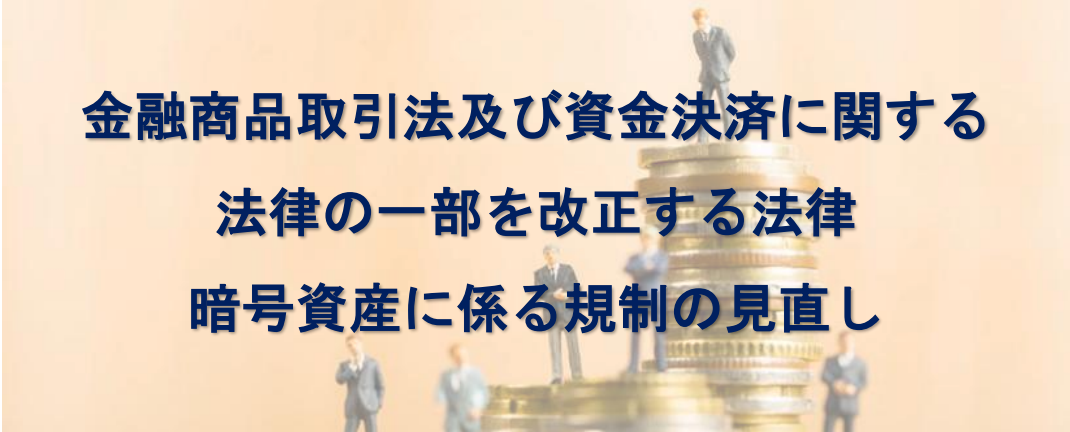


岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 6 月(2026 年 7 月 21 日更新)

金融法務



金融商品取引法及び資金決済に関する 法律の一部を改正する法律 暗号資産に係る規制の見直し

弁護士 金木伸行

1. はじめに

令和 8 年 4 月 10 日、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年 7 月 15 日に成立しました¹。これにより改正される金融商品取引法（以下「改正金商法」といいます。）の改正内容は多岐にわたるものの、以下では、暗号資産に係る規制の見直しのポイントについて解説します。

2. 暗号資産に係る規制の見直しの概要

現行法では、暗号資産は、決済手段として登場した経緯もあり、現在は資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）で規制されています。しかしながら、利用者の取引動機のひとつは長期的な値上がりを期待したものであり、決済手段という認識よりも投資対象という認識に変化しています。このような認識の変化等を踏まえ、2025 年 7 月より金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」において、暗号資産に係る規制の見直しについて議論され、同年 12 月 10 日に報告書（以下「本報告書」といいます。）が公表²されました。そして、当該報告書を受け、改正金商法では、暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金商法に移管し、**有価証券とは異なる金融商品として**規定したうえ、利用者の保護の充実を図ることを目的としています。本稿では、①改正金商法における暗号資産の位置づけ、②暗号資産取引業者等の規制内容、③情報公表規制の整備、④不公正取引規制の強化、について解説します。

¹ 金融庁「国会提出法案等」

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

² 金融審議会「「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告の公表について」（2025 年 12 月 10 日）

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210.html

3. 改正金商法における暗号資産の位置づけ

(1) 改正金商法における暗号資産の意義

改正金商法では、暗号資産の定義について以下のとおり規定されています（改正金商法第2条第49項）。下線部の文言が現行の資金決済法の定義から変更されるとともに、資金決済法から金商法に移管したことによる引用条文の調整がなされてはありますが、現行の資金決済法における定義から大きな変更はありません。

第二条（定義）

49 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

- 一 物品その他の財産的価値（通貨を除く。）を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、通貨、通貨建資産（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する通貨建資産をいう。以下この号において同じ。）及び同条第五項に規定する電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

(2) 特定暗号資産について

改正金商法では、新たに「特定暗号資産」という定義が設けられました。「特定暗号資産」³とは、暗号資産であつて、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいい（改正金商法第2条第50項）、後記5において解説いたします。

4. 暗号資産取引業者等に関する規制について

(1) 本報告書の内容

本報告書においては、暗号資産には、有価証券をトークン化したいわゆるセキュリティトークンと同様の流通性があることを踏まえ、暗号資産の売買等を業として行う場合、基本的に第一種金融商品取引業に適用される規制を適用すべきである旨言及されていました⁴。

³ 暗号資産取引業者が発行者の依頼に基づいて販売する暗号資産がこれに該当すると解されています（金融庁「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」（以下「本資料」といいます。）
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/02/03.pdf>）4頁

⁴ 本報告書Ⅲ・4・(1)

(2) 改正金商法について

ア 暗号資産取引業

本報告書における前記内容を踏まえ、改正金商法では、資金決済法で規定していた「暗号資産交換業」（同法第2条第15項）を金商法に移管したうえ、「暗号資産取引業」（同法第28条第5項）に改称したうえ、金融商品取引業の一種と位置づけました。

第二十八条

5 この章において「暗号資産取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、**銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする。**

- 一 第二条第八項第十八号から第二十二号まで又は第二十五号に掲げる行為
- 二 第二条第八項第二十三号又は第二十四号に掲げる行為

そして、暗号資産取引業に該当する行為は下表のとおりとされています。基本的には、現行の資金決済法における暗号資産交換業に該当する行為が列挙されていますが、本改正において、①特定暗号資産の引受け、②特定暗号資産の募集・売出し、③特定暗号資産取得勧誘等の取扱い及び④暗号資産の借入れが新たに追加されています。特に④暗号資産の借入れについては、「個人投資家等から暗号資産を借り入れて、ステーキングや再貸付け等により運用し、一定期間経過後に貸借料を付して利用者に返還するビジネス」⁵、いわゆる暗号資産のレンディングサービスを前提に新たに規定されたものです。現行の資金決済法では、暗号資産の借入れは、暗号資産の管理に該当しなければ、暗号資産交換業の登録は不要と解されていたところ、改正金商法下では、暗号資産取引業の登録を要することとなります。

●暗号資産取引業

- ・ 暗号資産の売買（改正金商法第2条第8項第18号）
- ・ 暗号資産の売買の媒介、取次ぎ又は代理（同項第19号）
- ・ 特定暗号資産の引受け（同項第20号）
- ・ 特定暗号資産の募集・売出し（同項第21号）
- ・ 特定暗号資産取得勧誘等の取扱い（同項第22号）
- ・ 前記の各号に掲げる行為に関して、顧客から金銭の預託を受けること（同項第23号）
- ・ 他人のために暗号資産の管理をすること（同項第24号）
- ・ 暗号資産の借入れ（同項第25号）

また、改正金商法では、金融商品取引業者は、公益又は投資者の保護を確保するために必

⁵ 本報告書Ⅲ・4・(2) キ

要な基準として内閣府令で定める基準に適合しない暗号資産の取扱いが禁止されることとなります（同法第 43 条の 7）。詳細は内閣府令で規定されることとされる予定であるものの、流動性、コンプライアンス、移転記録管理等に関する基準を定める予定とされています⁶。

イ 仲介業規制

改正金商法では、暗号資産の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行う場合及び特定暗号資産取得勧誘等の取扱いを行う場合が金融商品仲介業の対象として追加されました（同法第 2 条第 11 項第 2 号）。2026 年 6 月 1 日より施行された資金決済法では、「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」（資金決済法第 2 条第 18 項）という仲介制度が新設されましたが、改正金商法が施行された場合、「暗号資産サービス仲介業」は、同法で規定されることとなります。なお、電子決済手段の売買等の媒介については、引き続き資金決済法で規定されることとなります。

ウ 暗号資産取引業者に要請される体制整備等

改正金商法では、暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制の整備が求められます（改正金商法第 35 条の 3）。詳細は内閣府令で規定される予定であるものの、取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適用性確保のための確認体制、売買審査体制等を規定する予定とされています⁷。

また、改正金商法では、過去の不正流出事案を踏まえ、他の有価証券等の取引と同様に、金融商品取引業者に対し、当該事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金の積立てが義務付けられることとされています。詳細は内閣府令で規定される予定であるものの、管理する暗号資産の残高に応じ、セキュリティ水準も勘案しながら積立率を定める予定とされています⁸。

エ 利用者の財産の管理

改正金商法では、金融商品取引業者が他の者が提供する暗号資産売買等業務⁹に必要な情報システムを継続的に利用する場合には、当該情報システムを提供する者の選定に係る基準及び手続の整備、その者に対する指導等、暗号資産売買等業務の適切かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じる義務が規定されています（同法第 43 条の 13 第 1 項）。さらに、暗号資産取引業者は、その行う暗号資産等管理業務に関し、後記の「暗号資産管理関係業務提供者」以外の者から、暗号資産管理関係業務の提供を受けてはならないとされます（同法第 43 条の 12 第 1 項）。

⁶本資料 4 頁

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/02/03.pdf>

⁷ 前掲 4 頁

⁸ 前掲 4 頁

⁹ 改正金商法第 2 条第 8 項第 18 号又は第 19 号に掲げる行為であって、電子情報処理組織を使用して同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として政令で定める方法により行うものに係る業務（同条第 52 項）。

また、改正金商法では、暗号資産の管理を行うためのシステム提供者に係る規制が導入されています（改正金商法第2条第54項、55項、第3章の6等）。具体的には、①金融商品取引業者のうち、暗号資産の管理を行う者に対し顧客の暗号資産の管理に必要なシステムを継続的に利用させる業務、②金融商品取引業者の委託を受けて顧客の暗号資産の管理に必要なシステムの保守又は管理を行う業務、及び③金融商品取引業者の委託を受けて顧客の暗号資産の管理に係る業務のうち内閣府令で定めるものを行う業務、が「暗号資産管理関係業務」と規定されています（同法第2条第54項）。そして、暗号資産管理関係業務を行う者に対し、事前の届出を義務付けており（同法第66条の94第1項）、当該届出を行った者が、「暗号資産管理関係業務提供者」として規定されており（同法第2条第55項）、暗号資産管理業務提供者は、暗号資産管理関係業務を適確に遂行するため、業務管理体制の整備義務及び暗号資産管理関係業務に係る情報漏えい等の防止のために必要な措置を講ずる義務を負うこととなります（同法第66条の97）。なお、暗号資産管理関係業務提供者に求められる業務管理体制等については、内閣府令で規定されることとされています。

現在、暗号資産交換業者に対し、暗号資産の管理に関するシステムの提供や当該システムの保守又は管理を行っている事業者は、改正金商法が施行された場合、暗号資産管理関係業務提供者の事前届出を行わなければなりませんので、今後公表される改正同法に関する内閣府令等については、注視する必要があります。

オ 無登録業者への対応について

資金決済法では、無登録で暗号資産交換業を行った場合、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科とされていますが（同法107条12号）、改正金商法では、無登録で暗号資産取引業に該当する行為を行った場合、10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金又はこれらの併科と罰則が引き上げられています（改正金商法第197条第1項第4号の4）。

5. 情報公表規制の整備について

(1) 本報告書の内容

本報告書においては、利用者が行う暗号資産の取引が、有価証券の取引に類似し、新規販売の場合と既に流通している暗号資産の売買等の場合があることを前提に、新規販売時の情報提供、継続的な情報提供として、適時の情報提供及び定期的な情報提供に関する制度の創設の必要性について言及されていました¹⁰。

(2) 改正金商法について

ア 総論

改正金商法では、暗号資産を①発行者がいる「特定暗号資産」と②特定暗号資産以外の「暗

¹⁰ 本報告書Ⅲ・3

号資産」とを区別したうえ、それぞれ以下のとおり情報公表制度を創設することとしています。

イ 特定暗号資産に関する情報公表

特定暗号資産については、発行者が、特定暗号資産の募集・売出しを行うにあたり、あらかじめ、特定暗号資産の募集・売出しに関し、当該特定暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報、当該特定暗号資産に係る特定暗号資産取得勧誘等に関する事項に関する情報又は当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者の商号、当該特定暗号資産に係る業務の内容及び経理の状況等に関する情報を公表しなければならないこととなります（改正金商法第 27 条の 39 第 1 項）。また、暗号資産取引業者は、発行者が公表したこれらの情報を投資家に提供しなければならないこととなります（同法 27 条の 40 第 1 項）。

さらに特定暗号資産については、継続的な情報公表制度も規定されており、①重要な事象が生じた場合の臨時情報及び②年 1 回の定期情報の公表が義務付けられることとなります（改正金商法第 27 条の 50、同 51）。

なお、少人数やプロ投資家を相手方とする勧誘、無償での付与（いわゆるエアドロップ）、暗号資産移転の承認作業（いわゆるマイニング）等の報酬としての付与については、情報公表の対象外とされています。

具体的に公表を要することとなる情報については、内閣府令で定められることとされていますが、特定暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報としては、暗号資産の性質、機能、供給量、基盤技術等が想定されています¹¹。

当該情報の公表方法については、内閣府令で定められることとされておりますが、本報告書 14 頁では、「発行者が自らのウェブサイト等に公表するとともに、取扱いを行う交換業者においても、ウェブサイト等での公表及び顧客への情報提供を義務付けるべき」と言及されていることから、ウェブサイト等で公表することが規定されることが想定されます。

ウ 特定暗号資産以外の暗号資産の情報公表

特定暗号資産以外の暗号資産については、暗号資産取引業者が、暗号資産の取扱いにあたり、あらかじめ、当該暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報を公表しなければならないこととなります（改正金商法第 27 条の 60）。この点、特定暗号資産と同様に具体的に公表を要することとなる情報については、内閣府令で定められることとされています。また、暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報についても、特定暗号資産と同様の情報が想定されています。

6. 不公正取引規制の強化について

(1) 現行の金融商品取引法における規制及び本報告書の内容

¹¹ 本資料 3 頁

現行の金融商品取引法では、暗号資産についても、上場有価証券等と同様に、偽計・相場操縦行為等を禁止する規定が設けられています。他方で、暗号資産について、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていません。

本報告書では、暗号資産のインサイダー取引規制について、IOSCO における不公正取引の抑止に関する勧告、欧州や監督におけるインサイダー取引規制の法制化などのグローバルの動向を踏まえ、暗号資産取引の公正を害するような不公正取引を抑止し、健全かつ公正な取引環境を実現する必要性が増しており、国際的な情勢も踏まえると、暗号資産のインサイダー取引規制を整備すべきと言及されていました¹²。

(2) 改正金商法について

改正金商法では、①「対象特定暗号資産」について、②「重要事実」に接近できる、③特別の立場にある者（「特定暗号資産発行者関係者」）が、当該事実の公表前に、売買等を行うことを禁止する規定が設けられることとなります（同法第 171 条の 7 ないし第 171 条の 10）。

対象特定暗号資産とは、暗号資産取引業を行う金融商品取引業者が取り扱うものと規定されています（改正金商法第 171 条の 7 柱書）。

対象特定暗号資産等に関する重要事実とは、次に掲げる事実と規定されています。

・改正金商法第 171 条の 7 第 2 項各号

一 当該特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の変更

ロ 新たに発行される当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘若しくは既に発行された当該特定暗号資産の譲渡の申込み若しくはその譲受けの申込みの勧誘又は当該特定暗号資産発行者に対して行使することにより当該特定暗号資産の提供若しくは譲渡を受けることができる権利の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘

ハ当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了

二 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係る業務上の提携又はその解消

¹² 本報告書Ⅲ・8・(1)

- ホ 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の保守に係る業務の廃止
- ヘ 当該特定暗号資産発行者の解散（合併による解散を除く。）
- ト イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項
- 二 当該特定暗号資産発行者に次に掲げる事実が発生したこと。
- イ 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産又はこれに係る業務について災害に起因して生じた障害又は業務遂行の過程で生じた障害
- ロ 金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いの開始の決定又は当該特定暗号資産に係るオプションの上場の承認
- ハ 金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いをやめることの決定又は当該特定暗号資産に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
- ニ 提携先による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了の決定
- ホ イから二までに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実
- 三 前二号に掲げる事実を除き、当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産又はこれに係る業務に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

特定暗号資産発行者関係者及び重要事実を知ったときは、以下のとおりとされています（改正金商法第 171 条の 7 第 1 項各号）。

	特定暗号資産発行者関係者	重要事実を知ったとき
1	当該特定暗号資産発行者の役員等	その者の職務に関し知ったとき。
2	当該特定暗号資産発行者の会社法第四百三十三条第一項に定める権利を有する株主又は同条第三項に定める権利を有する社員	当該権利の行使に関し知ったとき。
3	当該特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者	当該権限の行使に関し知ったとき。
4	当該特定暗号資産発行者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者であつて、当該特定暗号資	当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき。

	産発行者の役員等以外のもの	
5	第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等	その者の職務に関し知つたとき。

また、暗号資産取引業者関係者及び大量売買関係者についても類似の禁止行為が規定されています（改正金商法 171 条の 8、同 9）。

改正金商法が施行された場合、現行法下において、暗号資産交換業者の役員、株主、特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者、そして、暗号資産交換業者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者等も暗号資産のインサイダー取引が禁止される対象となりますので、情報管理体制の整備が求められることとなります。

7. まとめ

以上のとおり、改正金商法が施行された場合、暗号資産に関する制度は大きく変わることであります。暗号資産が資金決済法から金融商品取引法に移管されることにより、より多くの金融機関による取扱いや暗号資産 ETF 等の新たな金融商品の組成が期待される一方、情報公表制度の創設、利用者財産の管理、インサイダー規制を前提とした情報管理体制の強化等により、暗号資産取引業を行う金融商品取引業者には、より厳格な内部管理体制の整備が求められることとなります。

暗号資産をはじめとするデジタルアセットに関する技術革新及び市場動向の変化は極めて速く、改正金商法の施行後も、こうした変化に伴って立法事実が変化し、新たな法改正の必要性が生じることも考えられます。そのため、今後もデジタルアセットに関する法令の動向を注視し、継続的に知見・情報を更新していく必要があるものと思われます。

【執筆者】



金木 伸行（弁護士）

E-mail: nobuyuki.kaneki@iwatagodo.com

都市銀行法務部や海外法律事務所勤務などの経験を踏まえ、国内外の銀行・証券会社・保険会社・リース会社等の金融機関、また近時は FinTech やブロックチェーン開発事業者等に対し、金融規制全般やマネロン・暴排対応、不祥事件対応、コンプライアンス態勢整備等に関する助言を行う等、金融分野における幅広いリーガルサービスを提供する。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。